

議案第57号関連資料

明石市印鑑条例の一部改正について

1 概要

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、本年5月11日より、マイナンバーカードだけでなく、スマートフォンにも電子証明書が記録できるようになりました。今後、10月以降のサービス拡充に備えて、マイナンバーカードに加え、スマートフォンでもコンビニ交付サービスを利用できるよう対応する必要があります。

また、窓口での印鑑登録証明書の交付について、印鑑登録証の提示ができない場合、マイナンバーカードの提示により申請ができるよう条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) コンビニ交付サービスのスマートフォン対応

スマホ用電子証明書を記録したスマートフォンを用いて、行政キオスク端末に、スマホ用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができるよう規定を改正する。

(2) マイナンバーカードによる窓口での印鑑登録証明書の申請

カード用電子証明書を記録したマイナンバーカードを用いて、専用の端末機に、カード用電子証明書に係る暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができるよう規定を改正する。

(3) その他所要の整備に伴う改正

3 施行期日

令和5年10月1日

4 その他

令和4年10月にコンビニ交付サービスが開始し、令和5年7月における利用率は、33.5%（住民票の写し 30.9%、印鑑登録証明書 38.1%）となっています。